

九州大学稲盛財団記念館規則

平成21年度九大規則第22号
制 定：平成21年 9月30日
最終改正：令和 4年 3月31日
(令和3年度九大規則第120号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学稲盛財団記念館（以下「記念館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 記念館は、九州大学（以下「本学」という。）が世界中の人が集い交流を深めながら人類と社会の進歩発展に貢献するための「知の新世紀を拓く」新しい教育研究拠点（安心・安全な社会に欠かせないエネルギー、環境、情報通信などの最先端技術の創成を通して、人と技術の調和及び心と技術の調和に貢献する研究機関）として、地域社会はもとより、国際社会に向けて、21世紀の更なる学術・研究の発展に真に貢献し、科学の発展と人類の精神的深化のバランスのとれた社会の実現に寄与する活動を支援することを目的とする。

(館長)

第3条 記念館に、管理運営責任者として館長を置く。

2 館長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

(名誉館長)

第4条 総長は、記念館の設置等に関し、特に功労のあった者に対し、名誉館長の称号を授与することができる。

(審議機関)

第5条 記念館に、稲盛財団記念館管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 次条に規定する施設の使用に係る公募に関する事項
- (2) 記念館の使用許可、許可内容の変更、許可の取消等に関する事項
- (3) その他記念館の管理運営に関する事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 総長が指名する理事 2名
- (3) 総務部長
- (4) 財務部長

4 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を主宰する。

(施設)

第6条 記念館に、稲盛ホール、サロン等（以下「施設」という。）を置く。

(使用の範囲及び許可)

第7条 記念館は、第2条の目的の範囲内で、本学関係者、本学と連携・協力する学外関係者及び一般市民の使用に供するものとする。

2 記念館の施設のうち、使用細則で定める施設の使用にあたっては、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により、当該施設を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学の職員及び学生
- (2) 本学の職員経験者
- (3) 本学の卒業生
- (4) 本学と連携・協力する学外関係者

(5) その他館長が適当と認めた者
(適正使用)

第8条 記念館の使用に当たっては、記念館の目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 館長は、記念館を使用する者が、この規則等及び許可条件に違反したときは、当該許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(使用時間等)

第9条 記念館の施設の使用時間、休業日等については、使用細則で定める。

(使用料)

第10条 記念館を使用する者は、使用料金規程で定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学における公的行事など館長が適当と認める場合には、無償で使用させることができる。

(損害賠償)

第11条 記念館を使用する者は、その責に帰すべき事由により記念館の施設、設備、備品等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(事務)

第12条 記念館の管理運営に関する事務は、財務部資産活用課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、記念館の管理運営に関し必要な事項は、使用細則で定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第35号)

この規則は、平成21年10月26日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第45号)

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規則第110号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規則第26号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年度九大規則第108号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第34号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第105号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年度九大規則第95号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規則第114号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規則第120号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、改正後の九州大学稲盛財団記念館規則第6条の規定については、令和3年10月1日から適用する。